

公立大学法人宮城大学危機管理規程

平成21年4月1日

規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮城大学（以下「法人」という。）において発生し、又は発生が予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等危機管理に関し必要な事項を定めることにより、学生、役員及び職員、近隣住民等（以下「学生等」という。）の安全確保を図るとともに、法人の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危機 火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生、危険物の漏出その他の重大な事件又は事故により、学生等の生命若しくは身体又は法人の組織、財産若しくは名誉に重大な被害等が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態をいう。
- 二 危機管理 平常時から、危機を想定し、未然の防止及び被害等の軽減のための措置を講じるとともに、危機発生時においては、被害等を最小限に抑えるために対応することをいう。
- 三 部局等 公立大学法人宮城大学基本規則（平成21年宮城大学規則第1号）第19条の2第5項の規定による情報戦略推進室、同規則第26条第1項の規定による学群、同条第2項の規定による研究科、同規則第32条第1項の規定による基盤教育群、同規則第38条の規定による教育推進センター等、同規則第39条の規定による全学センター及び第41条の規定による事務局をいう。

(理事長等の責務)

第3条 理事長は、法人における危機管理を統括する責任者として、危機管理体制の充実に努めるとともに、法人に起因する危機により学生等に被害が及ぶことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 危機管理担当理事（総務を担当する理事をもって充てる。以下同じ。）は、理事長を補佐し、各理事が講じる防止策等について調整を行うとともに、全学的な危機管理対策の企画立案及び実施並びに全学的な危機管理体制の点検、整備等に努めるものとする。
- 3 各理事は、部局等の長と連携し、担当業務における防止策を講じるとともに、必要に応じ危機が顕在化した場合の緊急対応マニュアルの作成又は見直しを行うなど、担当業務に係る危機管理の充実に努めるものとする。
- 4 部局等の長は、当該部局等における潜在的な危機の洗出しを行い、防止策を講じるとともに、必要に応じ危機が顕在化した場合の緊急対応マニュアルの作成若しくは見直し又は危機管理に関する資料の配布、情報提供若しくは研修を行うなど、部局等に係る日常的な危機管理の充実に努めるものとする。
- 5 職員は、常に危機管理意識をもって職務の遂行に努めるものとする。

(危機に関する通報等)

第4条 学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに当該部局等の長に速やかに通報しなければならない。

第1編 組織運営 危機管理規程

- 2 部局等の長は、前項の通報を受けた場合又は自ら危機に係る事象を察知した場合は、直ちに当該危機の状況を確認し、その状況を理事長、副理事長及び危機管理担当理事に報告するとともに、対処方針を協議しなければならない。

(危機対策本部)

第5条 理事長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、全学的に対策を講ずる必要があると認めるときは、速やかに危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- 2 対策本部は、次に掲げる本部員で構成する。
 - 一 理事長、学長兼副理事長及び理事
 - 二 副学長
 - 三 スチューデントサービスセンター長及び事務局長
 - 四 関係する部局等の長
 - 五 その他理事長が必要と認める者
- 3 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。
 - 一 危機に関する情報の収集及び分析
 - 二 必要な対策の決定及び実施
 - 三 学生等への危機に関する情報提供
 - 四 関係機関との連絡調整
 - 五 報道機関への情報提供
 - 六 部局等との連絡調整
 - 七 前各号に掲げるもののほか、危機への対処に関し必要な事項
- 4 対策本部に、本部長及び副本部長2人を置き、本部長には理事長を、副本部長には副理事長及び危機管理担当理事をもって充てる。
- 5 本部長は、対策本部の会議を招集し、議長となる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 対策本部は、本部長が危機の収束宣言を行ったときに解散する。

(緊急連絡体制の整備)

第6条 理事長は、勤務時間外における危機の発生に備え、本部員をはじめとする関係者に対する緊急の連絡方法及び連絡順序をあらかじめ定め、連絡体制を整備しておくものとする。

(部局本部)

第7条 部局等の長は、第4条第2項に規定する対処方針に基づき、当該部局等における危機に対処するため必要があると認めるときは、部局等危機対策本部（以下「部局本部」という。）を設置し、その本部長となるものとする。

- 2 部局等の長は、部局本部を設置したときは、遅滞なく、理事長及び危機管理担当理事に報告するとともに、対策の内容及び実施状況等について随時報告するものとする。この場合において、理事長は、当該危機により全学的に被害等が及ぶものと判断されるときは、対策本部を設置し、全学的な対応を行うものとする。
- 3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的な対応が必要と判断される場合は、理事長に対し対策本部の設置を申し出ることができる。

第1編組織運営 危機管理規程

4 部局等の長は、第5条の対策本部の例により、部局本部の構成及び所掌事項、緊急連絡体制その他部局本部の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(応急対策)

第8条 役員及び職員は、危機発生後速やかに人命、土地、建物、設備等の被害状況を調査し、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、危機発生時の規模に応じ、学生、役員及び職員の生命並びに身体に重大な危機が及ぶと予想されるときは、これらの全部又は一部の者を避難させるものとする。

3 理事長は、学生、役員及び職員の安否を速やかに確認するよう努めるとともに、職務遂行可能な役員及び職員を把握し、危機対策業務を遂行する要員を確保するものとする。

4 理事長は、負傷者の救護など必要な応急措置を講じるものとする。

5 危機発生後の初動対応の業務分担は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき法人が策定する消防計画別表5を準用するものとし、危機の規模に応じ、対策本部又は部局本部において業務分担を定めるものとする。

(避難場所等の提供)

第9条 理事長は、学生、役員及び職員の避難場所として構内の安全な施設を可能な限り提供するものとする。

2 理事長は、地方公共団体から災害に備えて避難場所の指定又は施設の提供の要請があった場合は、可能な限り対応するものとする。

3 理事長は、人命救助その他の救援活動のため、可能な限り要員の派遣及び施設の提供を行うものとする。

4 理事長は、近隣住民等から避難の要請があったときは、備蓄物資や施設規模等を総合的に勘案した上で、可能な限り受け入れるものとする。

5 前項の規定により受け入れた近隣住民等については、学生、役員及び職員と同様に取り扱うものとする。

6 理事長は、避難場所の保健衛生に関し、最善の措置を講じるものとする。

7 学生等の避難については、危機の収束又は災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する避難所が設置されるまでの間とする。

(復旧等)

第10条 理事長は、教育研究環境及び勤務環境の速やかな回復を図るため、必要な措置を講じるものとする。

2 理事長は、復旧に当たっては、建物の倒壊及び有害物質の発生などのおそれのある危険区域の立入禁止等を行うなど、必要な措置を講じ、二次災害の発生の防止に努めるものとする。

(危機への対処に伴う特例)

第11条 理事長は、危機に対処するに当たり、緊急を要する場合には、法人の規程等により必要とされる手続きの全部又は一部を省略することができるものとする。

(庶務)

第12条 対策本部の庶務は事務局総務課において処理し、部局本部の庶務は事務局教務課におい

て処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (H21.4.1 第1回理事会)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (H23.4.27 第41回理事会)

この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (H26.3.26 第81回理事会)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第94回理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (H28.3.23 第107回理事会)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (H29.3.22 第120回理事会)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(学部に係る経過措置)

2 この規程の施行の日から学部 に在籍する者が当該学部 に在籍しなくなる日の属する年度の末日までの間における改正後の公立大学法人宮城大学危機管理規程第2条第3号の規定の適用については、「学群」とあるのは、「学群, 学部」と読み替えるものとする。

附 則 (H30.3.28 第135回理事会)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (R3.3.24 第172回理事会)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (R5.3.22 第198回理事会)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (R6.3.27 第209回理事会)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。